

発行 茨城県河内村役場 編集 総務課広報係

No167 1983.2.15



社会への第一歩に乾杯！

今年の河内村成人式・成人の集いは、「成人の日」の1月15日、中央公民館大ホールを会場に、晴れて成人としてスタートする158人の成人者を迎えて盛大に行われました。

会場には、簡素化運動も定着してか着姿のあでやかさは見受けられませんでした。社会人1年生の喜びと不安がかもし出す成人式独特の雰囲気が満ちていました。

算のあらまし

民生費

明るい村づくりに

社会福祉総務費	3359万円
老人福祉費	6329万円
医療福祉費	1645万円
児童福祉費	1406万円
保育所運営費	10387万円
..... など	

総務費

住民サービスの向上に

一般管理費	14803万円
企画財政費	9728万円
徴税費	4514万円
戸籍住民登録費	2439万円
統計調査費	611万円
..... など	

わが村の家計簿のしめくりでありである歳入歳出決算書（昭和五十六年度）が、昨年十二月の第四回定例村議会において認定されました。

「明るく住みよい村づくり」を目標に執行されたこれら各会計予算のうち、一般会計では、歳入決算額が二十一億三千七百八十八万九千円、歳出決算額は二十億一千七百九十五万四千円となっています。以下、一般会計、各特別会計決算報告の概要をお知らせします。

衛生費

健康で幸せな家庭に

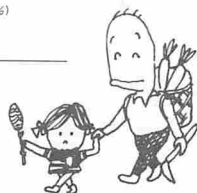
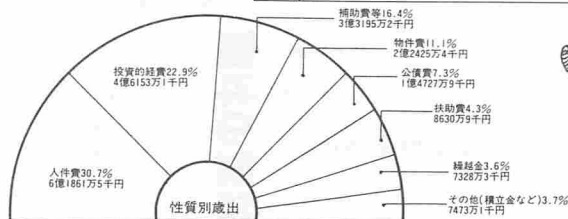
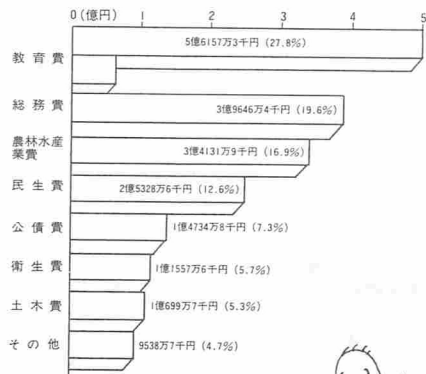
保健衛生総務費	2741万円
予防費	744万円
し尿処理費	3861万円
塵介処理費	4134万円
..... など	

農林水産業費

豊かなくらしのために

農業委員会費	3340万円
農業総務費	4367万円
農地費	4893万円
モデル事業費	5222万円
新農構事業費	9567万円
..... など	

歳出
二〇億一千七百九十五万三千円



村民一人あたりの財政支出額
17万1千円

村民一人あたりの村税負担額
3万7千円

特別会計決算状況

●水道事業特別会計

収益的収入	1億 500万7880円
支出	874万9849円
資本的収入	4億9000万 000円
支出	4億9627万1292円

●国民健康保険特別会計（事業勘定）

歳入	5億7532万5327円
歳出	5億 291万3776円

●学校給食センター特別会計

歳入	1億2776万6777円
歳出	1億2602万6401円

●源清田歯科診療所事業特別会計

歳入	2171万1152円
歳出	2054万1914円

河内村の台所公表

昭和56年度決

土木費

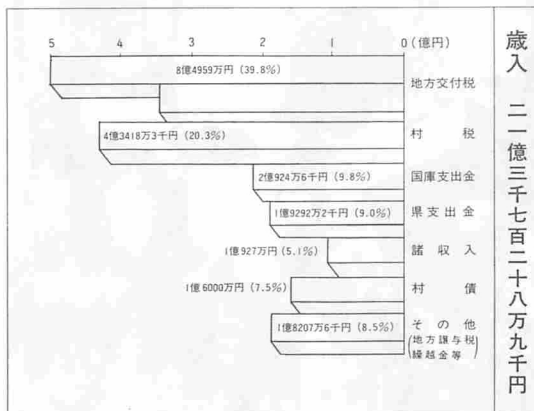
住みよい村づくりに

土木 総 務 費	4069万円
道 路 維 持 費	1720万円
道路新設改良費	4536万円
橋梁新設改良費	3750万円
..... など	

教育費

教育と文化の向上に

教育総務費	2877万円
小学校費	35459万円
（うち学校建設費）	29341万円
中学校費	3913万円
幼稚園費	2417万円
社会教育費	3880万円
保健体育費	7613万円
.....など	



消防費

安全な暮らしのために

非常備消防費	2370万円
水 防 費	13万円
水 防 対 策 費	237万円
.....など	

商工費

商工業の発展に

商工振興費	164万円
-------	-------

自治用語「二」解説

地方債 村が大きな建設事業（学校建設や道路など）を行う特定財源として、国の資金運用部や銀行などから借り入れる長期の借入金（利率は一般利用の場合より低い）で、村税、国庫支出金、地方交付税に次ぐ主要な財源となっています。

公債費 この借入金を年賦で支払っていく費用で、この費用がその年度の歳出総額に占める割合が二〇％（当村は六・八％）を超えると、健全財政ではないと言われる。

国庫支出金 国は、県や市町村などが行う種々の事業に応じて補助金や交付金など各種の支出金を交付しています。これらを総称して国庫支出金と呼びます。従って、村がこの支出金で事務事業を行う際は、十分な経費の基礎を算定し、また、経費の支出時期も遅れないようにしなければなりません。

地方交付税 各市町村間の税源の不均衡による財政力の差を国が調整するために設けられているもので、国税三税（所得税・法人税・国税）の三二％が道路の長さや人口規模などに応じて配分されます。

昭和58年 第1回 臨時議会

河内村医療福祉費支給に関する条例の一部改正案など七議案を審議する、昭和五十八年第一回臨時議会は先月二十一日に開かれ、上程七議案とも原案どおり審議可決されました。以下は、同議会で可決された各議案の概要です。

〔議案一号〕

河内村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

「老人保健法」の昭和五十八年二月一日スタートに伴う、医療福祉費支給に関する条例の改正です。これまで同一条例下で扱われていたものが別個となりました。

〔議案第二号〕

河内村国民健康保険条例の一部を改正する条例

「老人保健法」のスタートに伴い、河内村国民健康保険条例中に「老人保健法」による医療を受けられる者を除く一の条項がつけ加えられるとともに、罰則に定める過料の額が、従来の二千元から二万円に引き上げられました。（「老人保健法」については別掲）

〔議案第三号〕

河内村防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の制定

行政需要の多様化と情報化時代に対応するため、無線通信による行政連絡、農村情報など、住民生活に必要な情報の連絡施設として現在工事が進められている施設の設置と管理に関する条例の制定です。施設完成後は、平常時にはもちろん、災害等の非常時の連絡機関として大きな役割を担うことになるでしょう。

この施設には、親局（河内村役場に設置）のほか、遠隔制御局（河内村農協本所、電ヶ崎消防署河内出張所の二カ所）、屋外子局（バンザマスト四十カ所）、個別受信機（難聴地域の住家及び公共施設等に配備）などがあります。

この施設には、親局（河内村役場に設置）のほか、遠隔制御局（河内村農協本所、電ヶ崎消防署河内出張所の二カ所）、屋外子局（バンザマスト四十カ所）、個別受信機（難聴地域の住家及び公共施設等に配備）などがあります。

この施設には、親局（河内村役場に設置）のほか、遠隔制御局（河内村農協本所、電ヶ崎消防署河内出張所の二カ所）、屋外子局（バンザマスト四十カ所）、個別受信機（難聴地域の住家及び公共施設等に配備）などがあります。

〔議案第四号〕

昭和五十七年度河内村一般会計補正予算

歳入歳出予算の総額にそれぞれ二百七十九万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二億三千三百三十八万七千円としたほか、地方債の追加補正一件がなされています。

〔才入の主な補正点〕

まず、地方交付税のうち普通交付税百二十三万五千円が追加されたのをはじめに、国庫補助金の保健事業費補助金二万五千元、県補助金の保健事業費補助金二

万五千元、村債のうち水道事業特別会計出資債千五百三十万円の追加がなっています。また、減額補正されたのは、国庫支出金の老人福祉費負担金三百万円、県支出金の老人医療費負担金七十五万円、県補助金の医療福祉費補助金三万三千元などです。

〔才出の主な補正点〕

衛生費七百二十万三千円（内訳：老人保健法特別会計繰出金百九十万三千円、水道事業特別会計繰出金千五百三十万円）、同需要費千五百六千元が追加され、また、民生費のうち老人福祉費四百五十万円、同医療福祉費六万七千元がそれぞれ減らされています。

「老人保健法」改正による特別会計設置のために減額されています。

「老人保健法」改正による特別会計設置のために減額されています。

〔地方債の追加補正〕

一般会計出資債（水道事業特別会計出資債）として千五百三十万円を追加補正しました。

〔議案第五号〕

昭和五十七年度河内村老人保健特別会計補正予算

「老人保健法」のスタートに伴う特別会計の設置です。歳入歳出予算の総額は、それぞれ二千四百五十八万七千円となっています。

〔議案第六号〕

昭和五十七年度国民健康保険特別会計補正予算

歳出予算の補正です。保険給付費五億五千七百九十四万一千円の中から九百九十五万円が新たに設けられた「款」（老人保健提出金）にふり向けられました。

〔議案第七号〕

昭和五十七年度河内村水道事業会計補正予算

収益的収入及び支出の予定額がそれぞれ二百九十八万一千円追加され、総額でそれぞれ一億五千七百二十八千円になりました。また、資本的収入の企業債千五百三十万円が減額され、一般会計からの出資金を受ける項（出資金）に千五百三十万円が計上されました。

以上が各議案の主な概要です。



村内41カ所に設置されたバンザマスド。
運用開始にあたっては数々の調整がなされますが、その際にはよろしくご協力下さい。

はたちの提言 **成人としての自覚をもつて**



木村 幸恵

「**今を大切に**」



古手
郁子

などまるでわいてこない状態です。

まだ何知もなかった子供
の頃、見るもの聞くものすべ
てが新しく、右を向いては右
へ走り、左を向いては左へ走
りと、ただその日、その時を
楽しめ一杯に生きてきたし
た。いつの日か、月日がたつ
につれて行動にも責任をもち
いきたいと思います。

きたいと思っています。

はじめ、悩み、考え、一歩一歩成人へと近づいてまいりました。成人式というこの大きな、成人したといえ、まだまだ未熟者です。みなさま方、あたたいご指導をどうか宜しくお願い致します。

な一区切りになって、とまどう 今日、ほんとうにありがた
ばかりで二十歳としての実感、とうございました。

えることが出来たことはなく、ここまで成長出来まし

喜びに耐えません。いよいよ私の大人達の仲間入りをする訳です。このような立派な式典を聞き、私達をその一員として温かく迎えて下さいます。有難うございます。心からお礼を申し上げます。

月日の経つのは早いものでも知れませんが、今成人としての出発点に立ちまわって感慨深いものが甘えを一つ一つ取り除いて行くことであり、これからは決

して甘えることのない様に努力していきなさいと思います。社会的にも責任・義務というものが大きいのしかたから来ますので、成人として扱われることの意味をよく自覚したいと思っています。

私は現在、看護婦になるため、病院に勤務しながら学校に通っております。仕事柄、病気にかかっている人に接しておりますと、健康であることがいかに大切であるかを痛感いたします。私達の若きはまだ病むことを知りません。

はたちの提言 『10歳になって思うこと』



長竿代表

三橋 由美

まだまだ子供と思っていた私が、今ここに一人成として認められ、その門出をお祝いしていただけることを皆様に深く感謝致しております。

現在私は、高校を卒業して

いろいろな夢を見、そしてたくさん経験の求めで前進します。ですから、普段は健康であることについては特に意識することはしません。又、一日一日の生活も社会の流れの中でめまぐるしく過ぎて行く中、自分を振り返る余裕すら失いがちです。ですから、大事なものを失うまでその有難さに気が付きません。私は、病気に直面した人々のいろいろな姿を見ますと、確かにある一面で人間は科学万能の高度な文明社会を築いています

が、生きるということについてはいつも不安定な存在であることを思わずにはいられません。それは丁度、未熟な私達の一つの障害にぶつかった時のとまどいや苦悶に似ているかも知れません。何も無い時はそれが当たり前のように生活しておりますが、そういう時にこそ自分を見失わない様に、そして今という時を大事にしたいと思っています。

健康という考え方も、今では精神、身体、そして社会性の面から総合的に促えられております。言いかえれば、それは私達が社会人としてどのように成長して行くか、どのような人間として成長したらいのかという課題でもあると思います。私は、病気で援助を必要としている人達のお世話をしながら、私にとって本当に大切なものは何なのかということを求めて行きたいと思っています。

私にとって、この問題はこれからずっと続くものでありますが、その旅立ちは今始まったばかりです。これからいろいろ失敗し、挫折するかも知れませんが、でも、焦らずに一つ一つ乗り越えて行きたいと思っています。私は、ここにお集まりの皆様の前に社会の一員として恥ずかしくないよう、に精一杯努力して行くことをお誓いし、ご来賓の方々のご厚意に報いたいと思います。

どうか、これからも未熟な私達を温かい目で見守って下さるようお願い申し上げます。本日は、本当にありがとうございます。

社会に出て事務員として働いております。この二年をふり返ってみると、自分の気持ちの上で大きく変わったと思っています。

思えば高三の秋、就職試験に失敗し、勝手に絶望しきっていた自分。誰かに同情してもらおうとした私は、その時の気持ちをノートに書き続けました。そうすることによって自分をなくさめたのです。

初めて味わったその絶望感の中でふと我に返った私は、ようやく気がきました。自分の今までの姿がいかに世間

の目を気にし、自分のレベルよりすぐれたものに憧れていたか。自己満足の世界に浸りきっていた甘えん坊で見栄張りの私には、ほんのささいな障害でさえ、つらく苦しいこの世の終わりのように思えたのです。そんな自分が本当にくやしく、「自分の今した事は何か。自分の意見を持ってしつかりしろ。」と自分にいいきかせ、もっと強くなろうと心に誓いました。

あれから私は、元気で一日一日働いています。決して私にとつて昔から夢であった仕

事ではないけれど、ようやく職場にも慣れ、少しの余裕ができたというところです。毎日が楽しい事ばかりではありませんが、つらい事だってあります。泣きたくなるようなりくやしさも味わいます。でも一晩寝たらきれいさっぱり忘れてしまいます。だから、あの時の事は今では笑いながら話せる思い出になりました。

これからの目標としては、中学の卒業文集に書いた言葉の思い出しをしています。『正直に生きたい。大きな心を持った大きな人になりたい。』

あくまでも理想です。でも私は、今ここで繰り返したい。うそはつきたくない。自分なりに生きてみたい。私は、これからまだ先は長いんだから、今からため息ついてたらあとか大変。だから無理は禁物、しつかりしつかり生きてみよう。そんな事を頭に浮かべつつ、これから、そうこれから歩き始めようと思います。

まず第一歩目は、今の仕事をなただけ笑いながらしつこう。ふてくされて仕事をし

の満足 それと同時に息子
の期待 それとも一つは、
この子がやがて自分のとを
去ってゆくのだという寂しさ
もあったと思います。しかし
私は、この母を越えてゆかな
ければならないということをし
感じました。それは人間の宿
命でもあり、また、人間の進
歩する上の掟でもあります。
今、ここに人と成る日を迎
え、その第一歩を踏み出した

では人生の意味がなくなってしまうますし、とても成人であるとは言えません。成人であるからには、これまでに与えられたすべてのものに対して素直に、そして深く感謝しなければなりません。さまざまな困難や逆境などにさえ、感謝し、喜びをもって受け入れることができてはじめて、精神的にも大人であると言えるのではないのでしょうか。

ほほえみを、打ちひしけられた人には、たわりを、そして胸を、わすれ喜びの人には素直な感動を、まだ未だ未だ私達達は、このことを心掛けて謙虚な姿勢で日々の生活を送るべきだと思います。

聖書の中に、「一粒の麦、地に落ちて死ななば、唯一つに在らな」という言葉があります。地上に落ちた一粒の麦はいつまでも麦でありたいと

十代の時まではかきたくないというの
は思います。二十代というのは
自らの精神、心のあり方の基
本を決定する重要な時だと思
います。ですから、この時に
「他にになにかを与えてゆく」
ということ、つまりは「人を
思う心」というものを身に付
けてゆくことが、とても大切
なことになると思います。
若さには思いきり楽しまなく
て、それはいいけれど、それは同

ことが出来るだろうと、二十歳の自分に強い憧れを持っていました。そして今、私は二十歳になりました。

今朝、母が赤飯をたいてくれたのですが、私はその中にさまざまな母の気持ちを感じました。自分の息子が一人前になった喜び、自分自身が育て上げたのだという親としての

訳ですが、私達はこれまで肉親やまわりの人々、世間の働きなどからいろいろな形で愛情を受け、お世話になつてこゝまで成長してきました。

幼い日々はひたすらに乳を欲しがり、ものを欲しがり、それを与えられて満足していたわけです。いつまでも欲し欲しいとばかり思う日々

さらに一歩進んで、自分としては自分なりに他に何かを与えてゆく、ということの中に生きてゆくことの喜びを見出すことが、成人としてまずやらなければならないことだと思います。ほしがいる人生から与える人生へ――与える何ものも無いと言えばそれかもしれませんが、こころ素直な人には

思つたら、次の芽は出ませんし、次の実は稔りません。地上に落ちた麦が麦であることをやめて死んでくれるから、次の芽が出て、次の実が稔るのです。

こうした犠牲的精神に富んだ「与える心」というものを育てることができるとは、今私達が足を踏み入れたこの二

「はたちの提言
与える人生」

ていてもちっとも楽しくないし、それでなくても仕事はつらいものなのですから。なるだけ元気をだしてやってもらうと思つてます。そしてもう一歩先に進むのは、農業を始めてからと思つてます。まだ農業の経験はないけれど、なんとなくひかれるところがある

ります。体力に自身はないし、夏の暑さに勝てそうもない私
がなぜ農業にひかれるのかとい
うと、自然が大好きで、土そ
いのものが好きだからです。春
になり、土のにおいが、水の
においがあたり一面に広がっ
てくる頃が好きだからです。
その大好きな土をどうしたら

又、農業をいかに楽しくやつていくことができるか。これが私の将来の課題です。

レッツ・エンジョイ・農業。とまではいなくても、アイ・ラブ・自然^①の精神でこれからの農業というものを作っていくてみたい。これ

だから腹もたなないし、あきまじうな
 めもつきます。
 とにかく体を動かして、体
 当たりてぶつかれる、私はそ
 んな職業「農業」にチャ
 してみます。そして、あの頃

姿を太陽の下にさらけだして
の自分でない本当の自分の
生きていることに憧れています
最後になりましたが、本日は
私達のためにこのような盛
大な式をして下さりまして
本当にありがとうございます

時にこれからの長い人生の最後の準備期間であることも、十分に心得ておかねばなりません。

緊張と大人としての広い目が混じり合っています。緊張は自分への責任感です。広い目には改めて自分の周囲の風景が映り、人間の様々な立場が

少しずつ理解できるように思われて来ました。この心の中にこれからたくさんものを受け入れ、かみしめて、何が真実であるかを知りたいと思

います。

本日は、ご多忙中をご出席下さいましたご来賓の皆様、本当にありがとうございました。私たちは皆さんの人間と

してのよき後継者でありたいと願っています。どうか、宜しくご指導下さいますよう、お願い申し上げます。

70歳になったら老人保健

二月一日
老人保健法施行

すべての老人が

現在我が国は、諸外国に

例を見ない速さで、規模で人口構造の老齢化が進んでいます。このような本格的な高齢化社会を迎えて、国民の老後における健康をどのように確保するかということが、数年にわたり検討されてきました。

従来の老人保健医療対策は、全体が医療費に偏り、また、国民健康保険と被用者保険では、老人医療費の負担に著しい不均衡を生じていた欠陥が目立つものでした。こうした箇所を修正し、壮年期から疾病の予防、健康づくりにはじめとする医療・リハビリテーションまで保健サービスに一貫性をもたせたのが、新しくできた「老人保健法」です。この新しい制度をご紹介します。

自己負担することになります。

現在、どのような医療保険（国民健康保険、職場の健康保険など）に加入（扶養家族でも）していても、七十歳（寝たきりの人は六十五歳）を過ぎれば、医療については、いままでの医療保険から切り離され、老人保健で医者さんにかかることになります。ただし、いままで加入していた医療保険（扶養家族でも）の資格はそのまま残り、医療以外の給付（埋葬料や傷病手当金など）はもとの医療保険から支給されます。

健康手帳（医療受給者証付き）と被保険者証を、お医者さんにかかるときに提示して診療を受けます。

所得を問いません。いままでの制度は、お年寄りやその家族の所得が一定額以上のときは対象になりませんでした。が、新しい制度ではすべてのお年寄りが対象になります。

いつから対象に

七十歳の誕生日の翌月から開始されます。（誕生日が月の初日の場合はその月から）寝たきりの人は、六十五歳以上で認定を受けた日の翌月から開始。（月の初日ならその月から）

※注意 寝たきりとは、寝たきりの状態とは限りません。福祉事務所へご相談を。

変わる診療の受け方

老人保健の医療は、健康保険を取り扱う保険医療機関（病院、診療所、歯科医院、薬局）で受けられます。

「健康手帳（医療受給者証付き）」と被保険者証を病院の窓口に出して下さい。

健康手帳



＝一部負担は次のようになっています＝

- ◎外来の場合 1か月 400円
- ◎入院の場合 1日 300円

2か月間（被保険者本人は50日間）にかぎって

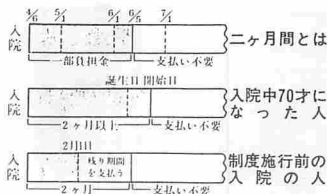
外来の場合

毎月一つの医療機関に四百円を、その月の最初の診療日に支払います。

※注意 その月のうちに別の病院にかかると、病院ごとに四百円を支払います。総合病院のような場合、各診療科の一つの医療機関（医師の指示は支払不要）とみなします。

入院の場合

一日三百円の自己負担です。ただし、二か月間だけで、それ以上は無料になります。（健康保険や共済組合の被保険者



本人が入院した場合は五十日間です。いったん退院して再度入院した日から二か月間支払い

健康手帳は資格証明書

健康調査などの記録ができる健康手帳は、七十歳（寝たきりの人は六十五歳）以上の人と、総合検診の受診者などに交付されます。村から交付される健康手帳は、七十歳（寝たきりの人は六十五歳）以上の人にとって

健康調査などの記録ができる健康手帳は、老人保健を受ける資格証明です。総合検診を受診する際にも、必ず持参して下さい。手帳には、自らの健康管理と適切な医療を受けるための健康調査記録など、健康の保持増進のための必要な事項を記載してあります。

※ 詳しいお問い合わせは、保険衛生課（内線41番）へ

次の場合は一時立て替えて

あとで承認申請すれば払い戻されます

基準看護でない病院で特別の事情で看護の者を雇った	治療のために必要なコルセットなどの治療用具を購入	骨折の整復または保険医の同意を得て鍼灸などの治療
入院の場合歩行ができないため自動車を利用した運賃	やむを得ないと村長が認めた場合 旅行中などやむを得ない事情で健康手帳を提示できなかった 緊急の場合で、保険医療機関以外の病院で診療を受けた	

創設の背景

お年寄りの有病率の増加が医療費を圧迫

国民医療費は年々増え続けており、昭和五十六年度は年間約十三兆円にも達しました。なかでも、お年寄りの医療費は、老人医療費の無料化や医学技術の進歩などで約三兆円近くにもなり、国民医療費の二〇％以上を占めるようになってい

この背景として、わが国の平均寿命が世界で「二」位を争うほどになっていることが挙げられます。そして、七十歳以上のお年寄りの有病率は約四〇％を超え、国民一般の有病率の四倍近くになっています。

これと同時に、わが国は世界で例をみない速さで高齢化社会になろうとしています。現在は国民百人のうち約六人が七十歳以上のお年寄りですが、昭和七十五年には百人のうち十六人、昭和九十五年には約十六人になると予想されています。

このように、老人人口が増加していくと、老人医療費もそれに伴って増大していくこととなります。増え続ける老人医療費を効率化し、国民がみんな公平に負担することは、これから老人医療の重要な課題です。また、長期的には、国民が健康な老後を迎えることができるよう、若い時から予防や健康管理の重要性が増しています。

このような状況のもとに「老人保健制度」は創設されました。



みんなの ひろば



既に子供を自派に育て上げた父親に、その子の赤やんの時から成人するまでの長い時間を顧みて、最もかわいいと思つたのはいつころでしかと聞いてみると、幼稚園から小学校の低学年のころであつたという返事が得られることが多いのです。

確かに、その時期の子供というのは無条件にかわいいものです。父親を心から信頼しています。自分にはできないいろいろな事のできる人として尊敬しています。父親がいけないと叱れば、素直に従います。

思春期の子供と父親

訥摩 武俊

ていします。家庭で親と過ごすよりも、友達と行動することを選ぶようになります。さらに中学生くらいになると、親の言うことや親の行為を批判するようになります。物事を純粋に一面的に見る傾向の顕著な時期なので、そ

ます。何かおみやげでも持つて帰れば、ニコニコして喜びます。親になった喜びと楽しさをしみじみと感ずるのは、子供がこの程度の年齢の時だと思えます。

ろそろ中年に達した親のしていることがあまりにも現実的で清潔さに乏しく、それに反感を感ずるのです。親から見ると、自分がかつて期待したようには子供は成長しませんでした。もつと勉強してほしい、もつと性格的にいい子であつ

答えません。なかには激しく文句を言い、暴力を振るうものもあります。第二反抗期といわれる時期で、親との対応の難しい時期です。どうしたらいいか。それは、それぞれの家庭や親と子の関係の歴史によつて違つて、一概には言えません。親は子供の様子をよく見ると、そこに甘えがあり依存があること

に気が付くはずですが。子供と感情的に対立せず、また安易に子供と妥協せず、中年の親らしく静かに生きているのが結果的にいいように思えます。親のこのような姿を見ていると、子供はまた人生の先輩としての親に心を開いてくるようになるのです。

(東京都立大学教授・心理学)



税務署長賞に秋山くん

河内中

毎年、国税庁が中学校の協力を得て行っている「税に関する標語」募集において、河内中学校三年生の秋山泰律君(生板)の作品「税金で楽しく社会に実りあり」が、竜ヶ崎税務署長賞に輝きました。

◎ 酒井 秀雄さん

河内村大字金江津八六

◎ 六番地 農業

◎ 市嶋 康雄さん

河内村大字田川八〇〇

◎ 番地 農業

◎ 垣沼 利夫さん

農林水産大臣から感謝状

河内村大字片巻二二二

二番地 農業

このたび、河内村の三人の農業者(前記)に対し、農林水産大臣から感謝状が送られました。

善意のご寄付ありがとうございました

河内村は巻在住の秋山達雄（五万円ずつ）の寄付金が寄せ
さんから、村民の福祉向上の
のためにお使いくださいと、当
村教育委員会ならびに社会福
れたお子さんの香典の一部で
恵まれない方たちのために少
祉協議会宛てに「十万円」（各

しても役立てられたら、との秋山さんの意志によって寄付されたものです。

画会では、秋山さんの意志に添い、このお金を有効に活用させていただきます。

善意のご寄付、本当にありがとうございます。

年々に賀状少なし老いの春

めくり来し六度の干支や初鏡

行く年の悔は残らず除夜の鐘

日向は二年寄りたまりのぐち話

富士見える家に住む幸初日の出

青竹を大きく振りて煤払い

逝く年の鐘の音さやにきける幸

年越しや良き年祈る大茜

年玉の袋重ねて孫の春

野仏や紫紺筑波も春を待つ

そゝくさと妻そゝくさと年せま

隙間より原始の息吹き初明り

野沢
一風

岡田 みつ

田仲 正潜

大橋
溪水

田中 芳雪

市嶋 文子

大原 辰光

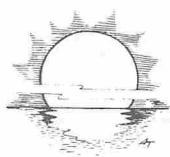
高橋てる江

中嶋
松坡

平川
和樹

袴崎迪太郎

小川
竹園



有段を直指して

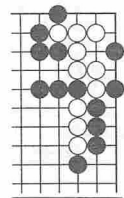
出題 九段 武宮 正樹

白先活 五手まで

吉

ねらう。

3分で初段、5分で3級



出題 八段 北村 昌男

●ヒント……一枚ある龍のど

ちらかギセイ駒でしょう

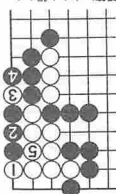
請



《解説》2三銀成に1四玉なら1
て。本局の主眼点は五手目の3三
発見をさったかたは快戦を叫んだ
う。玉を危地に誘う妙手でした。

《諸將棋正解》2三組成、同玉、同金、3三龍、同玉、3二龍まで

「景梅集」曰「景梅集」



患者の移動

患者、ケガ人は、救急車や医師が来るまでなるべく動かさない方がよいでしょう。しかし、次のような場合には、移動させる必要があります。

● 危険な場所に倒れているとき（交通量の多い道路、事故を起こした自動車の中、火災現場、ガスが充満している部屋など）

● 狭い場所に倒れていて、応急手当をせしむたり、安静が保てそうもないとき（トイレ、風呂場、玄関など）

患者を移動させる前には、必ず、移動場所と経路を確認しておきます。経路にある障害物は取り除いておきましょう。

移動方法
一人で行う場合

トイレや自動車の中にいる人を移動させるには、まず外へ引き出さなくてはなりません。



1図

自動車の中から外へ出すときは、後ろから抱え込んで腕を取ります。トイレから廊下へなど、段差のないときは、衣服をつかんで引き出すのがよいでしょう。

次に移動場所ですが、ベッドの上や広くて平らな場所へ移します。

その時、患者に意識があつて歩けるようなら、肩を貸すぐらいで大丈夫です。子供や体重の軽い人なら抱いて運びましょう。



2図

そのほか、背負ったり、②図のように腰の上に乗せて運ぶ方法もあります。

体重のある人を移動させるときは、毛布やシーツに包み端をつかんで引いたり、急を要するときは衣服をつかんで仰向けの状態に引いていきます。

階段を降りるときは、狭い所から外へ引き出すときの要領で、後ろ向きで降りていきます。

（二人以上の場合）

患者の腕をそれぞれ肩にかけ、二人が患者の尻の下で手を握り合せて運ぶ方法は、足にケガをしている人の移動に役立ちます。ただし、患者は二人の救助者の肩に手を回さなければなりませんから、意



3図

識のある場合に限りです。意識のないときは、左図のような方法で運びます。

所得税の確定申告は、正しく、お早めに

期限は2月16日から3月15日まで

昭和五十七年分の所得税の確定申告は、二月十六日から受付けが始まります。申告期限は三月十五日です。期限間近になりますと

税務署は大変混雑し、落ち着いて相談できなかったり、長時間お待ちいただくようなことになりかねませんので、確定申告はできるだけ早く行う

ようにしてください。

なお、贈与税の申告は二月一日から三月十五日までです。

【申告書は自分で書きましょう】

税務署から申告書用紙や「

お気軽に相談を

申告書の書きかた」などが送られていて方は、必ずその申告書用紙で申告してください。送られていない方は、税務署に申告書用紙や、申告書の仕方が記載されている点がありましかた」などが用意してありますので、ご利用ください。お尋ねください。

家族そろって加入しましょう 県民交通災害共済 加入受付中

昭和57年度の県民交通災害共済の期間が、3月31日で終了します。継続加入の手続きはお早めどうぞ。

57年4月から58年1月までの加入者数は、河内村では 6356 人（内訳は一般 4660 人、中学生以下

1696人） 56.1 % で、これまでに37件、421000 万円の見舞金が支給されています。

ことしも、交通安全母の会の皆さんが皆様のお宅にお伺いしますので、ご協力をお願い致します。なお、役場総務課でも毎日受付を行っています。

●会費

1 年間大人 / **600円**
中学生以下 / **300円**

●共済期間

毎年4月1日から翌年3月31日

（途中加入の場合は申し込みの翌日から3月31日まで）

●万一の時、お支払い見舞金は

死 亡 / 100万円
最 高 傷 害 / 30万円
身障見舞金 / 50万円

等級	災 害 区 分	見舞金額
1	死亡	100万円
2	治療実日数181日以上の傷害	30万円
3	治療実日数151日以上の傷害	25万円
4	治療実日数121日以上の傷害	20万円
5	治療実日数 91日以上の傷害	15万円
6	治療実日数 61日以上の傷害	10万円
7	治療実日数 41日以上の傷害	8万円
8	治療実日数 21日以上の傷害	6万円
9	治療実日数 8日以上の傷害	3万円
10	治療実日数 3日以上の傷害	2万円
身障	身体障害者・1級 2級該当	50万円

国民年金
保養センター

「とまわろ」をご利用
ください



国民年金保養センターは、自然公園や温泉などの恵まれた環境のもとに、全国各地に設けられていて、国民年金の加入者はもちろんのこと、どんな年でも気軽にご利用できる施設です。

本県でも、常陸太田市の自然休養村の高台に、美しいレンガ造りの保養センター「とまわろ」があります。

利用した展望風呂があり、ゆったりとした浴室から見おろした常陸太田市の夜景は、また格別なものです。

予約受付は、六カ月前から行っていますので、春の行楽シーズンに合わせてお早めにお申し込みください。

（利用料金）一泊二食付
◎加入者・受給者 四〇〇〇円 ◎一般 四、四〇〇円

（申込み・問い合わせ先）
国民年金保養センター「とまわろ」
常陸太田市増井町一七九七（☎〇二九四七一・二一四一四）へ直接どうぞ。



お知らせ欄

2月の納税

国民年金保険料 4期
納付期限は2月28日です。

休日診療当番医

- 2月20日(日) 本橋(惟)医院
江戸崎町 ☎02989(2)2308
2月27日(日) 坂本(美)医院
江戸崎町 ☎02989(2)2627
3月6日(日) 坂本(隆)医院
江戸崎町 桑山 ☎02989(2)2232
3月13日(日) 鴨下医院
江戸崎町 ☎02989(2)2619
3月20日(日) 矢野医院
江戸崎町 ☎02989(2)2127
3月21日(春分の日) 池延医院
新利根村柴崎 ☎029787-2070
【診療時間】 午前9時～午後4時
なお、都合により当番医の変更も
あります。詳しくは、矢野英雄医師
☎02989(2)2127 へお尋ね下さい。

旧軍人の皆様へ

旧軍人の方に一時金が支給されま
す。該当になるのは、旧軍人として

実際に勤務した年数が3年以上ある
方、またはその遺族の方です。1万
5千円の一時金が支給されます。

なお、既に普通恩給・扶助料、旧
軍人の一時恩給・一時扶助料、旧軍
人としての勤務年数を通算して共済
年金の支給を受けている方は対象と
はなりません。(注、旧軍人とは陸
海軍の現役、予備役、補充兵などの
兵役にあった、兵から大将までのす
べての者をいいます。)

該当される方は、役場住民課で請
求の手続きをして下さい。

還付申告について 相談される方へ

還付申告の相談のため、税務署ま
たは役場等の相談会場へおいでの際
には、本人または家族であることを
証明する書類(運転免許証、健康保
険証、身分証明書など)を持参して
下さるようお願い致します。

—竜ヶ崎税務署—

自動車税の申告と 納付について

自動車税は、毎年4月1日現在の
所有者や使用者に課される県税です。
納付期限内に必ず納入して下さい。
なお、自動車を売却したり、下取
りに出したときは、すぐに廃車の手
続き(まっ消登録)や名義の書換手
続(移転登録)をしましょう。道路
運送車輛法により、自動車の変更登
録、移転登録は15日以内にしなければ
なりません。

茨城県江戸崎県税事務所
☎0298(92)6111

『国の進学ローン』

今春進学されるお子さまをお待ち
の方にお勧めします。一手続簡単—

【対象者】 高校、高等専門学校、
短大、大学等に進学されるための
資金を必要とされる方。

【融資額】 一進学者あたり50万円
以内

【融資期間】 高校3年以内。大学4
年以内。(ご希望により、これらの
期間内で1年以内の据置きもでき
ます。)

【利率】 年8.4%(利率は変わ
ることがあります。)

【保証人】 1名以上。保証人のか
わりに保証基金の利用もできます。

【返済方法】 毎月元利均等返済(ご
希望により、ボーナス月増額返済
を併用できます。)

【取扱期間】 57年11月～58年4月

※ お申込み等詳しくは

国民金融公庫土浦支店 土浦市中
央1丁目1の26(日本生命ビル)
☎0298-22-4141 へどうぞ。

特別陳列「近世の人形」

徳川家(旧一橋家)に代々伝えら
れてきた雛人形・雛道具、御所人形
などは、質・量ともに豊かで、大名
家の中でも有数のコレクションとい
われてきました。これらのうち、茨
城県立歴史館の所蔵品576点を一挙
に特別陳列いたします。ご期待下さ
い。

◎期間 2月15日～3月27日 ◎会
場 茨城県立歴史館 ◎開館時間
AM 9時30分～PM 4時30分 月曜休館

交通事故0の提言

おもしろい
交通事故

生板小 四年
北口 明子さん



No.23

みなさんは、「けがが一生」とい
う言葉を知っていますか。これは、
交通事故のおそろしさを表した言葉
です。
わたしの母は、二年前に事故を
おこしています。その時のわたしは、
ただ見ていただけで何もしてあげられ
ませんでした。こわかったです。交通
事故をなくしてしまいたいと思いま
した。
「交通事故」なんておそろしい言
葉でしょ。事故にあった人々は、一
生その思いをせおわなければならない
のです。
車に乗る人、歩く人、みんなが
気を付けられなくなるでし
ょう。おそれる交通事故が